

# 横浜市建築基準法施行細則の一部改正に関する 意見公募について

横浜市では、横浜市建築基準法施行細則（昭和 38 年 2 月横浜市規則第 13 号。以下「細則」という。）の一部改正を予定しております。つきましては、広く市民の皆様から、この改正に関する意見公募を実施します。

## 1 改正の概要

### (1) 定期報告制度に係る告示の改正に伴う改正

ア 「建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号。以下「特定建築物定期調査告示」という。）」及び「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（平成 28 年国土交通省告示第 723 号。以下「防火設備定期検査告示」という。）」の一部改正により、「常時閉鎖又は作動をした状態にある防火扉のうち、各階の主要なもの」が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定による特定建築物定期調査の対象から、法第 12 条第 3 項の規定による防火設備定期検査の対象となりました。

本市においては、引き続き特定建築物定期調査の対象とするため、「防火設備定期検査告示」の別表第 1 (1)から(5)までに掲げる項目を「特定建築物定期調査告示」の項目に付加をする細則改正を行います。

イ 「特定建築物定期調査告示」の一部改正により、法第 12 条第 1 項の規定による調査の方法が「目視」から「目視又はこれに類する方法」となることに伴い、細則においても同様に規定をするため、細則の一部を改正します。

### (2) 取下届に係る規定の見直しに関する改正

細則第 16 条第 5 項では、法第 18 条第 2 項（計画通知）に限って取下届に係る規定をしていましたが、法第 18 条第 20 項（完了検査の通知）及び第 28 項（中間検査の通知）についても取り下げができるように規定をするため、細則の一部を改正します。

## 2 施行予定日

令和 7 年 7 月 1 日

## 3 意見公募要領

### (1) 意見公募期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 7 年 4 月 30 日（水）まで（必着。郵送の場合は当日消印有効。）

### (2) ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

①郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 市庁舎25階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

②ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③電子メール Eメール：[kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp](mailto:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.lg.jp)

(3) 問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

(4) その他

①寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。